

# 国立大学法人島根大学と一畑グループとの包括的連携に関する協定書

## (目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と一畑グループが包括的な連携・協力のもと、双方が有する人的・物的資源を有効活用し、地域の活性化と人材育成に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 本協定において一畑グループとは、一畑電気鉄道株式会社及び同社が統括する関連会社をいう。

## (連携・協力)

第3条 島根大学と一畑グループは、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域を支える人材の育成に関する事項
- (2) 地域産業の振興に関する事項
- (3) 地域資源を活用した観光・文化の振興に関する事項
- (4) 地域の健康・福祉の向上に関する事項
- (5) 地域づくり、まちづくりに関する事項
- (6) その他第1条の目的を達成するため双方が協議のうえ必要と認めた事項

## (協議)

第4条 この協定の実施に関し、連携・協力の具体的な事項については、双方が協議して定めるものとする。

## (有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、双方いずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 この協定の有効期間中であっても、双方協議のうえ、この協定書を改定することができる。

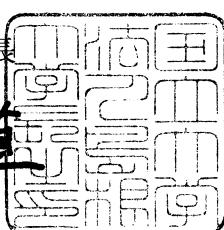
この協定締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

なお、本書の記名押印は、一畑グループにあっては、一畑電気鉄道株式会社代表取締役社長が同グループを代表し、これを行うものとする。

平成28年3月1日

国立大学法人島根大学長

服部 泰直



一畑電気鉄道株式会社  
代表取締役社長

今 木 伸 和志

